

## 別紙1 音声コードの内容サンプル

### ■原稿

一 大分県佐伯市から、戸籍への振り仮名記載について、お知らせします。令和7年5月26日から、戸籍に振り仮名を記載することになりました。氏の振り仮名はホウム、名の振り仮名はタロウ、キョウコ、タダシ、ユリを戸籍に記載する予定です。お知らせした振り仮名が正しい場合は、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、お知らせした振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので御安心ください。お知らせした振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに必ず届出をしてください。名の振り仮名はそれぞれ届け出ていただきます。氏の振り仮名は、原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります。なお、早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する際には、正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。詳しくは、当市までお問合せください。電話番号は、0972-22-3818です。

### ■読み上げ（450文字前後）

----- オオイタケンサイキシカラ、コセキヘノフリガナキサイニツイテ、オシラセシマス。レイワナナネンゴガツニジュウロクニチカラ、コセキニフリガナヲキサイスルコトニナリマシタ。ウジノフリガナハホウム、ナノフリガナハタロウ、キョウコ、タダシ、ユリヲコセキニキサイスルヨテイデス。オシラセシタフリガナガタダシイバアイハ、トドケデヲシナクテモ、レイワハチネンゴガツニジュウロクニチイコウニ、オシラセシタフリガナガソノママコセキニキサイサレマスノデゴアンシンクダサイ。オシラセシタフリガナガアヤマッテイルバアイニハ、レイワハチネンゴガツニジュウゴニチマデニカナラズトドケデヲシテクダサイ。ナノフリガナハソレゾレトドケデテイタダキマス。ウジノフリガナハ、ゲンソクトシテコセキノヒットウシャガタンドクデトドケデルコトニナリマス。ナオ、ソウキニフリガナガキサイサレタコセキシヨウメイショヤジュウミンヒョウノウツシヲシュトクシタイバアイヤ、マイナンバーカードヘノフリガナノキサイヲキボウスルサイニハ、タダシイバアイデモ、フリガナノトドケデヲスルコトガデキマス。クワシクハ、トウシマデオトイアワセクダサイ。デンワバンゴウハ、ゼロキュウナナニイノニイニイノサンハチイチハチデス。

## 別紙2 音声コード（2次元コード）のサンプル

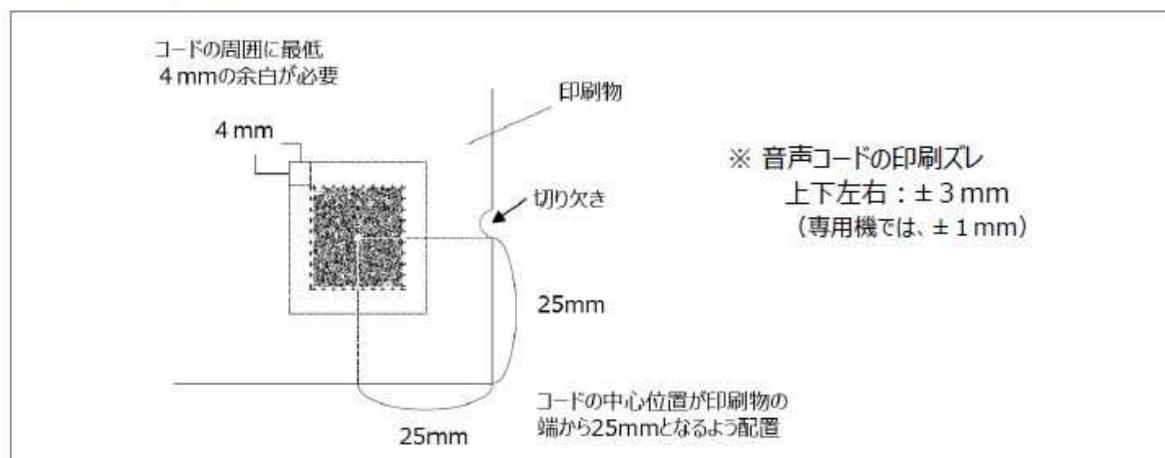
音声コードとは、文字情報を2cm角程度の2次元コードに埋め込み、専用機器やスマートフォンで読み取ることで、音声として聞くことのできるコードであり、1コードに800文字程度の情報が入ります。

音声コードには、「SPコード」と「ユニボイス」の2種類があるところ、読み取りに当たって、「SPコード」は専用の読み上げ装置が必要だが、「ユニボイス」の場合はアプリをダウンロードしたスマートフォンで読み取ることができるという特徴があります。

「ユニボイス」を利用した場合の印刷業者等に委託する基本仕様例を、以下に示しますが、市区町村の判断により変更することは差し支えありません。)

- (1) 音声コードの横に、直径6mmの半円の切り欠き加工を施す。
- (2) 音声コードの中心位置が、印刷物の端から25mmとなるよう配置すること。
- (3) 受注者において読み取りテストを行うこと。
- (4) 受注者は、実際の印刷に使用する用紙に音声コードを印刷したサンプル品を提出し、委託元の市区町村の確認を受けた後に、本印刷を開始すること。
- (5) 詳細は、下図のとおりとする。

(図) 音声コードの印刷位置



別紙3 デザインサンプル

表面

<p>料金後納郵便</p>	<p>市区町村管理番号</p>	<p>文書番号 令和7年 月 日</p>																											
<p>〒876-0000 大分県佐伯市□□□□□□□□</p>	<p>戸籍に記載される振り仮名の通知書</p>	<p>〇〇県〇〇市長 印</p>																											
<p>□□ □□ 様</p>	<p>戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。</p>	<p>【名の振り仮名】</p>																											
<p>郵便用カスタマーバーコード印刷領域</p>	<p>届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。</p>	<table border="1"><tr><td>①</td><td>名</td><td>太郎</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr><tr><td>②</td><td>名</td><td>京子</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr><tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr><tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr><tr><td></td><td>名の振り仮名の届出が可能な方</td><td>①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</td></tr></table>	①	名	太郎		振り仮名	タロウ	②	名	京子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ		名の振り仮名の届出が可能な方	①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)
①	名	太郎																											
	振り仮名	タロウ																											
②	名	京子																											
	振り仮名	キョウコ																											
③	名	正																											
	振り仮名	タダシ																											
④	名	ゆり																											
	振り仮名	ユリ																											
	名の振り仮名の届出が可能な方	①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)																											
<p>【必ず開封してください】</p>	<p>本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番</p>	<p>※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。</p>																											
<p>戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ</p>	<p>【氏の振り仮名】</p>	<p>右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)</p>																											
<p>この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。</p>	<table border="1"><tr><td>氏</td><td>法務</td></tr><tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr><tr><td>氏の振り仮名の届出が可能な方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr></table>	氏	法務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ	<p>音声コード</p>																					
氏	法務																												
振り仮名	ホウム																												
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ																												
<p>(法務省HP)</p>	<p>(〇〇市HP)</p>																												
	<p>二次元バーコード</p>																												
<p>矢印からゆっくりはがしてご覧ください</p>																													

## 振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、ご自宅などご都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。



## 1 事前準備

マイナンバーカードとスマートフォンを用意します。なお、ログイン用の暗証番号(数字4桁)と電子署名用の暗証番号(半角英数字6桁～16桁)が必要となります。



## 2 ログイン

左の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



## 3 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。



## 4 フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法は、右の二次元バーコードから動画で確認できます。

二次元  
バーコード

矢印からゆっくりはがしてご覧ください

せ  
が  
は  
が  
郵  
便

マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当市(以下に記載の担当係宛て)までお送りください(郵送費用はおお客様のご負担となりますので、ご了承ください。)

戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

## 【問い合わせ】

大分県佐伯市中村南町1番1号  
佐伯市役所 市民課 市民係  
0972-22-3818 (直通)

## よくあるお問い合わせ

- Q1 届出をしなくても問題ないですか。
- A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。
- Q2 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。
- A 正しい振り仮名は小さい「ャ」、「ュ」、「ヨ」、「ヅ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いします。
- Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。
- A 一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なる届出も可能ですが、他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名と異なる場合は、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。
- Q4 宛名面に記載している市区町村が違いのですが、どのように届出をすることができますか。
- A マイナポータルからのオンライン届出をご利用ください。なお、当市(宛名面に記載の係)宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。

